

## 住まいの積立定期預金・教育積立定期預金規程

### 1 (預入の方法等)

(1) 住まいの積立定期預金の預入は1回10,000円以上1,000円単位とし、積立期間中に当組合の住宅ローンをご利用された場合のみ、1回1,000円まで減額することができます。また、教育積立定期預金の預入は1回5,000円以上1,000円単位とし、積立期間中に当組合の教育ローンをご利用された場合のみ、1回1,000円まで減額することができます。

(2) この預金の預入は、毎月の給料及び6月、12月の期末手当金から天引きにより預入れるものとします。

なお、天引きによる預入れができない場合は、当組合普通預金口座から預入れるものとします。

(3) この預金については、預入の残高を年2回、2月と8月に通知します。本人にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合は、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(4) この預金は預入の中止をすることはできません。

### 2 (預金の種類・期間等)

この預金は、預入の都度、それぞれ預入日の1年後の応当日を据置満了日、3年後を最長預入期限とする期日指定定期預金としてお預かりします。

### 3 (自動継続)

(1) この預金は自動継続扱とし、最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 4 (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

(1) 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

(2) (1)による満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

### 5 (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続した場合はその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)及び預入日(継続をした場合はその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。(継続した場合は、元金に組み入れます。)

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

預入日における店頭表示の期日指定定期預金の「1年以上2年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

預入日における店頭表示の期日指定定期預金の「2年以上3年以下」利率(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は変更日以降に預入又は継続される預金から適用します。

(3) この預金を後記6の(1)により満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）を用いて計算し、この預金とともに支払います。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満   | 2年以上利率×40%     |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50%     |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60%     |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70%     |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90%     |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

#### 6 （預金の解約）

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金の全部を解約するときは、支払請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。

(3) この預金は、預金残高の一部に相当する金額を1,000円以上1,000円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、支払請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日から解約日までの日数の多いものから解約します。

#### 7 （預金・積金共通規程の適用）

この預金には、この規程のほか、「預金・積金共通規程」が適用されるものとします。

#### 8 附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行します。